

静岡産業大学施設の管理及び使用に関する申し合わせ事項

1 目的

この申し合わせ事項は、静岡産業大学（以下「本学」という。）の施設の管理及び使用に関し、必要な事項を定める。

2 施設

本学の施設は、別表1のとおりとする。

3 施設管理者

- (1) 本学に施設管理者を置き、各学部大学事務局次長をもってあてる。
- (2) 施設管理者は、施設の管理及び使用に関する事務を総括する。

4 施設担当者

- (1) 各学部に施設担当者を置く。
- (2) 施設担当者及びその担当施設は、別表1のとおりとする。
- (3) 施設担当者は、当該担当施設について、次の事務を処理しなければならない。
 - ①盗難及び火災その他の災害の防止
 - ②整理清掃及び環境衛生
 - ③施設の良い維持保全
- (4) 施設担当者は、施設管理者を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。

5 鍵等の保管

- (1) 施設の鍵等は、原則として施設管理者が保管する。
- (2) 鍵等を使用しようとする者は、施設管理者の許可を得なければならない。
- (3) 鍵等の使用後は、速やかに施設管理者に返還しなければならない。

6 施設の使用

本学の施設は、使用の希望がある場合は、その貸し出しを行うものとする。ただし、本学の教職員及び学生以外の者（以下「学外者」という。）へ貸し出すことができる施設は、別表2のとおりとする。

7 使用料

(1) 本学の教職員または学生（以下「学内者」という。）が施設を使用する場合の使用料は、無料とする。ただし、藤枝キャンパスにおいて利用登録が認められた学生の駐車場利用は除く。

(2) 学外者が施設を使用する場合の使用料は、別表2のとおりとする。

(3) 学外者のうち、次のいずれかに該当する場合は、使用料を減免する。

①静岡学園高等学校、静岡学園中学校が使用する場合 全額免除

②近隣の小、中、高等学校等が学校行事の一環として使用する場合 全額免除

することができる

③静岡県、磐田市、藤枝市及びそれらに関わる外郭団体が使用する場合 7割減免

④磐田商工会議所、藤枝商工会議所が主催、共催または協賛する資格試験で本学学生が受験する場合 5割減免

8 使用手続

(1) 学内者が施設を使用しようとするときは、施設担当者の許可を得なければならない。

(2) 学外者が施設を使用しようとするときは、原則として使用日の7日前までに施設使用申請書（様式第1号）を提出し、施設管理者の許可を得なければならない。

(3) 学内者及び学外者がSSU磐田駅前学舎を使用しようとするときは、施設使用申請書（様式第1号）を提出し、施設管理者の許可を得なければならない。

(4) 施設を使用する者が次に掲げる行為をしようとするときは、施設使用の許可に加え、施設担当者の許可を得なければならない。

①寄付金の募集、保険の勧誘、その他これらに類する行為をするとき

②ポスター、貼り紙、プラカード、立看板、旗、懸垂幕、その他これらに類するものを掲げるとき

③所定の場所以外の場所に物件を移動するとき

④危険物（教育研究等の本来の用途に使用するものは除く。）を持ち込むとき

(5) 次のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

①教育研究、学内行事または業務に支障があるとき

②施設を破損または汚損するおそれがあるとき

③施設の用途または目的を妨げるおそれがあるとき

④その他施設管理者が適当でないと認めたとき

9 施設内での作業

学外者が施設内で作業をしようとするときは、予め外部業者構内作業申請書（様式第2号）を提出し、施設管理者の許可を得なければならない。

10 遵守事項

施設の使用及び作業にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ①火気の取扱いに注意すること
- ②施設または施設内の物品を破損しないこと
- ③使用後は、整理清掃し、もとの状態に復すること
- ④使用を中止または使用を終わったときは、その旨を施設管理者に連絡すること
- ⑤その他施設管理者の指示に従うこと

11 事故の責任及び損害の賠償

- (1) 施設の使用中及び作業中に生じた事故について、本学は一切その責任を負わない。
- (2) 施設の使用及び作業にあたり施設を破損したときは、その実費を賠償するものとする。

12 庶務

施設の管理及び使用に関する庶務は、大学事務局総務課が行う。

13 補則

この申し合わせ事項に定めるもののほか、施設の管理及び使用に関し必要な事項は、施設管理者が定める。

14 改正

この申し合わせ事項の改正は、大学協議会の議を経て学長が行う。ただし、別表1及び別表2並びにこの申し合わせ事項に定める様式については、理事長の決裁により改正することができる。

附 則

この申し合わせ事項は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この申し合わせ事項の改正は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申し合わせ事項の改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申し合わせ事項の改正は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この申し合わせ事項の改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申し合わせ事項の改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申し合わせ事項の改正は、令和 6 年 9 月 25 日から施行する。

別表 1

磐田キャンパス

施 設	施 設 担 当 者
図 書 館	図書館課長
第1 スポーツセンター 第2 スポーツセンター 第3 スポーツセンター 第1 グラウンド 第2 グラウンド (サッカー場) テニスコート 講義室 視聴覚室 コンピューター演習室 S☆カフェ(学生食堂) 学生クラブハウス	教務課長
校内敷地 その他上記以外の施設	総務課長

藤枝キャンパス

施 設	施 設 担 当 者
図 書 館 サル ド ジェニ・ギャラリー	図書館課長
グラウンド コンピュータ演習室 トレーニングルーム 学生ロビー 一般講義室 学生ホール 更衣室 食 堂 体 育 館 部 室	教務課長
0-CHA学研究センター 茶 室	
正面ロビー 校内敷地 その他上記以外の施設	総務課長